



Q

退職を申し出たら「そんな勝手は許さない」と言われ、辞めさせてもらえない。会社が認めないと退職できないの？

A 労働者には「退職の自由」があります。期間の定めがない労働者は、退職の意思表示から2週間が経過すると雇用関係が終了します。辞めたいときには「退職届」を会社に提出し、退職の意思を示しましょう。

一方、期間の定めのある雇用の場合は、病気など「やむを得ない事由があるとき」以外は原則、途中解約（＝退職）はできません。ただし、1年を超える有期労働契約の場合で、契約の初日から1年を経過した日以降は、退職をすることができます。

Q

些細なミスや能力不足を理由にクビだと言われた。これって、不当解雇じゃないの？



A

労働者を解雇するには、「客観的に合理的な理由」「社会通念上相当」とであると認められるものでなければなりません。教育・指導などの機会や改善のための猶予もなく突然解雇を言い渡されたのであれば、不当解雇にあたります。



Q

何度も契約更新してきたのに「次の更新はない」と言われた。有期契約だから仕方がないの？

A

有期契約であっても、更新を繰り返して期間の定めのない契約と実質的に異なる場合や、反復更新の実態、雇用継続への合理的期待が認められる場合は、解雇が無効となることがあります。

年度末を目前に控え、契約の打ち切りや退職を強要されたという相談が多いんだよ。雇用に関する不安を感じたら一人で悩まないで早めに相談してね!

「連合 なんでも労働相談ダイヤル」

行こうよ、連合に
☎ 0120-154-052



PDF このページは連合HPでも配信中! 皆さんもお使いください。

厚労省も後援!

ワークルール検定に挑戦しよう

次回は5月22日(日) 予定



WR検

ワークルール検定

ワークルール検定とは

労働基準法や労働組合法などの法律や、休日や賃金、解雇など、職場で問題になりやすいワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。

問合先 (一社) 日本ワークルール検定協会 ☎ 03-3254-0545
<http://workrule-kentei.jp/index.php>